知らないと損する?!

保険のアレコレ

ヒトが生活するうえで、さまざまなリスクがあります。
そのリスクへの備えが保険です。
保険には、大きく分けると、ヒトの命にかかわる損失を補償する「生命保険」と、
事故や災害によって発生した「モノ」に関わる損害を補償する「損害保険」があります。
保険のことを知って、未来への備えをしましょう。

誰でもいいわけではありません

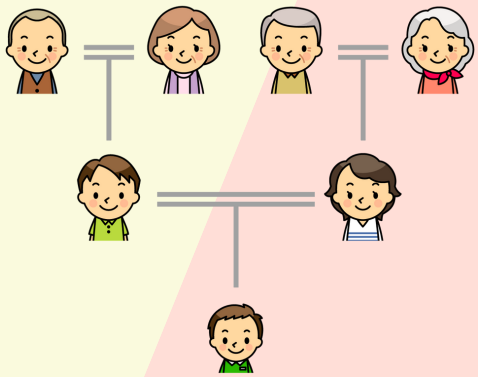

相続対策としても利用されている生命保険。
受取人の指定はされていますか？結婚前に加入すると、指定していなかったり、親のままになっていることも。
原則、死亡保険金の受取人は、配偶者および2親等以内の血族（祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫など）の範囲となっています。上記以外の方を受取人に指定する場合は、個別に理由等を確認される場合があります。

相続放棄しても受け取れる？！

保険金受取人指定有りの場合は、保険金は受取人固有の財産とみなされるため、相続財産として扱われず、被相続人に債務(借金)がある等で相続放棄を選択しても、保険金を受け取ることができます。
ただし、契約者(保険料負担者)と被保険者および受取人の関係によって相続税、所得税、贈与税のいずれかが課税されることをお忘れなく！
(生命保険にも、相続税の非課税枠があります)

保険金は誰のモノ？

保険受取人が指定なしの場合には、受取人は法定相続人になります。
受取人指定なしの場合、相続財産として扱われるかどうか、保険商品によるため約款を参照する必要があります。相続財産として扱われた場合は、相続放棄をした場合には受け取ることができません。保険会社へのお問い合わせ、または専門家に相談してみるとよいでしょう。
(共済金は、死亡時点における受取人の順序や条件が定められています)

生命保険証書が見つからない！

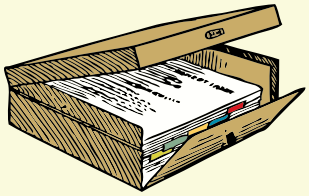

亡くなったり、認知機能が低下したご親族の生命保険証書が見つからない！
離れて暮らしていた期間が長かったり、不要なモノが沢山あったりすると見つけるのは意外と大変。
そこで知っておきたい制度。生命保険の契約の存在が分からない場合、手数料を支払うと、生命保険協会が窓口となり加入している全社に一括して契約の有無の照会ができるようになりました。
こちらはあくまでも緊急手段であり、元気なうちに契約内容や保管場所をご家族と共有しておくことが大切です。いざという時にご家族が困らないように、準備しておきましょう。

知らないと損する?!

保険のアレコレ

見直していますか？

火災保険は、自動車保険のように、保険金の支払いによって保険料が値上がりすることはありません。
しかし、相次ぐ自然災害で保険金支払いが急増し、2021年6月の値上げは直近４年間で３度目となり、値上げ幅は過去最大の10.9%(平均)となりました。
値上がりの傾向は今後も続くと予想され、2015年9月以前最長36年だった火災保険の長期契約期間は、2022年中にも10年から5年に短縮され、長期契約割引率の減少などにより保険料負担が増える見通しです。
火災保険料の改定による負担軽減のため、改定前後の保険料を見積もりして比較・見直しをするとよいでしょう。

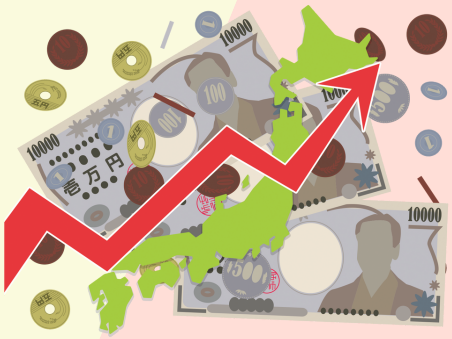

こんなトラブルに注意！

火災保険の申請手続きには、ご自身で被害調査、申請書類の作成、保険会社からの審査対応が必要になります。飛んだ屋根瓦の写真を撮影したり、書類を不備なく記入するのは、シニアでなくても難しいでしょう。
修理業者や代理店でも申請を代行できますが、必要のない工事まで施工して保険金がおりない、高額の違約金を請求してくるなど、中には悪質な業者もいるので注意が必要です。
被害が起きたことを想定して、信頼できる業者や代理店を探しておいたり、悪質トラブルの事例などを調べておくと安心です。

空き家は対象外？！

空き家を補償する火災保険は、実は多くはありません。長期契約保険の場合、所有者変更による通知がなされなければ、保険会社は空き家かどうかの確認は事実上できません。そのため、保険会社は空き家になったことを知らず、加入者も継続して保険料の支払いができてしまうのです。空き家を対象外とする保険であれば、保険料を払い続けていても、火災等の被害があった場合に、保険金が支払われない可能性もあります。空き家になった場合、必ず火災保険の契約内容を確認しましょう。